

## 垣内の研究

柳田國男

まだどうも半製品ですが、我々にとつて農業の影響というものは實に大でありますのでつねにそれをみまもつていきます。みなさんも同様であらうと思います。農地改革があつてから、農村に悪い影響があらわれていることは無いと思いますが、心配も少なくありません。私としては多く言われませんが、小農はますます小さくなつていきます。小農は昔からあつたことです。それから別におどろきませんが、それが一層はげしくなりますと、小農の獨立、自立發達ができなくなるのではないかと、まともに心配しています。それに對しては何か手を打たねばならないことは、かねがねその地位の方と話合つています。

そうした際に心づいたことは、岩手縣と滋賀縣を調査した山口彌一郎君が、農家の地割をもつてきて見せてくれました。そのとき或る村で、かなり大きな屋敷がところどころにあり、それが眞四角で、その内に菜園は勿論苗代田もあります。この苗代田は現在はその所有者が村の者に貸してありますが、以前は明らかにその苗代田をつくつて、一門の人にくばつたものです。こういうことを今は會津中學校長をしている山口君が調査しました。

私が學生時代に千葉縣の印旛沼地方を歩いていましたと、古い家ほど大きな屋敷をとつて、屋敷から木材、家具のための桐材をとるというのが見られたことを思い合せて、注意してもう一度垣内（カイト）の研究をやつてみたいと思いました。

『垣内』は小川源治博士（京都大學）、野村傳四、中山太郎その他二三の方の研究がありますが、それを見た常座から研究対象が餘りせますぎると思つていました。例えば近畿地方の垣内の研究をやるうといつたときにも私は納得しませんでした。現在かなり廣い地方に垣内が残つてゐる以上、これを比較しないで斷定・推定をしてはいけないと思つていました。そういうわけで大學その他で研究が行われていることは承知していましたが、私の方からも研究を進めることを思い立つたのです。そして當研究所から研究費をうけて一年間やつてみたのであります。

旅行して調査できればよかつたのですが、私は足が悪いために、あそこに行けばこうということが分るということをその前からだいぶ知つて居りましたが、それにも拘わらず、一部分の調査しかできませんで、その中間報告という意味で申し上げたいと存じます。

『垣内』についてはホームステッドが非常に参考になると望んでいたのはあやまりで、調査によつて垣内が非常にむずかしい問題であり、いつとはなしに變遷して參り、地方差なども出來ていることが分りました。その結果『垣内』とは何ぞやということが、わかつたと思つたのが實は大きなあやまりであつたわけです。地方の状態がまた非常に區々で、それに手をつけるとかえつて混亂を生ずることになり、以前學者がやつたように結論をつけることはできなくなつたわけです。

『垣内』は直接今日のために貢獻することはありませんが、日本人がまだこの問題を不問に附している以上、誰かこれをあきらかにして置かねばならない、それには隠居同様の私どもが適任ではないかという研究所のお考えがあつたのではないかと存じますが、今少し方法をたてて『垣内』の研究をやつてみようと思つて居ります。或は後になつて話の順序をかえねばならないことになるのではないかと思います。今後の調査によつて『垣内』の痕跡若しくは

まだいきているものがあるかどうか、實際をみなければわかりませんが、全國に亘つて非常に廣地域に及んで居るのであります。東北六縣に於てはどういう状態かまだ明らかになつていませんが、『カクチ』という言葉があります。これは主として背戸で、家のうしろの中庭を言つているようですが、これが中部地方では家の前には乾しものなど澤山ないので、裏の方の耕作に役立つところをいつています。又奥羽地方では背戸は家の背後を指し、時によると屋敷跡につかつている例もあります。又名稱も場所により異なり、中部地方では「カキウチ」「カクチ」などともいつて居ります。

後で申しあげる方が良いかと思いますが、高野山文書などには「カキウチ」と書いてあります。これにはいろいろの読み方がありますが、カキウチ、カイト、カイチなどがあります。それ故私は一番文書が澤山残つてゐる鎌倉・足利時代にはすでにその内容が分れてゐた、分化してゐたのではないかと想像します。とにかくあの時代には、今の日本の現在の形と同じ「垣内」といいながら、内容のちがつたものができてゐたらしい。栃木縣がそうで、關東はそうだったらしい。このごろ我々に分つたのですが群馬もそうですし、越後もその痕跡があります。西の端は少なくとも山口縣までは各縣とも名稱を持たないところは無い位であります。

ただ非常に厄介なことには、最近調査したわずかな實例だけでも、地方、地方により言葉の内容がちがうことでもあります。一番多いのが「垣内」というのが小字名で残つてゐるものであります。明治十年頃全國の小字名目録を内務省に提出したことがありますが、それによると「垣内」という名は非常に數にのぼつてゐます。又愛知縣地名調べというのが十數年前出版されていますが、それを書き抜いてくれた人がありましたが、それを見ましても大變な數です。

御承知かもしれませんが、現在の小字には明治初年に條例を出して、人爲的に小字の大きさを丁度村の繪圖が開けられる程度に切つたのであります。ですからそれが昔の字の地域と同じである場合だけでなく、昔の三分の二の大きさになつたり、二つ以上が合併したりして居ります。明治初年に非常に改められているために、それに残っているからというだけでは大して當になりませんが、新編武藏風土記には埼玉縣には『垣内』という地名が非常に多く出ていますが、現在の村の字からは消えて居ります。それ故恐らく『垣内』は昔はもつと今の字より小さいものであつたかと思われまゝ。現在の切繪圖は一丈四方乃至八尺×一二尺ですから、それには當時の小字が小さすぎたので、合併して新しいのがつくられたのでしよう。それ故只今の繪圖には『垣内』という名がついていません。

ただこれだけが『垣内』であるという程度のものは、既に申し上げた野村氏の『大和の垣内』で、小字が普通『垣内』という名稱をもつています。それ故小字がかなり廣いもので、それが普通名詞として呼ばれています。それは武藏の『垣内』が切繪圖のために消えたのと比較しますと、大和のは大いさがちがい、非常に大きいものが多かつた。野村氏によれば、一、三〇〇の小字が全部『垣内』であるといつています。

又珍らしいことには屋敷にも『垣内』というものが残っています。奈良・和歌山等では古そうな家は「何々垣内」という屋敷名を持っています。そして明治初年に苗字名を屋敷名からとつていものが多い。その屋敷名が餘り長すぎるときはそれをつめて言っています。例えば『中垣内』が『中垣』となり、『高垣内』が『高垣』となるという具合です。

それが私にはどうもはつきりしませんが、中世までさかのぼつて考えても、垣内というのが、そういう意味をもつていたのではないかと思います。垣内・カイト・カキツというのもその頃すでに出来ていたと想像されるのです。カ

キウチ・カイトなどという地名もたしかにあり、字名にも澤山あります。只今出がけに兵庫縣の西部の地名を拾つてみましたが、三分の二位は『何々垣内』という名です。その位澤山あります。處名に『垣内』のつくのは非常に多く、信州、飛騨などにもなかなかあります。四國はやや少ないようですが、本州は東北六縣を除く外の地方には全部『垣内』がゆき渡つています。それほど多い地名となつています。

しかもこの『垣内』は地方によつてその内容を異にしています。文字からいいますと「カキウチ」で、それには農家で一ばん大事な畑や乾場があります。古い文書には、家宅地などを區別するか否かということを議論したものもありますが、そうでないものもあります。赤城・山麓の村の『垣内』などは「この『垣内』はどこそこの山をもつてゐる。」というようにいつています。このことが私たちが『垣内』について興味を持つた動機ですが、よく調査するとそんな例もあるという程度のものでした。或るところでは家だけを、又場所によつては家と畑、家と屋敷、家と山林を『垣内』といつて居ります。いずれの場合にも家をふくんでいます。ところによると『カイト山』と言つて木々を採る山のことを指すところもあります。

もう一つ珍らしい例は山梨縣の富士川の右岸で奈良田の溪谷（西山地方）にある例で、そこでは人家のあるところや田のあるところは『垣内』ではないのです。『垣内』というのは村の真中に常畑がありますが、それが『垣内』です。その周圍に傾斜地があり、切替畑がありますが、それらは斷じて『垣内』とは呼びません。常畑だけを『垣内』といつてゐるのです。なにかの理由で、斯く名づけるにいたつたと思われれます。

すつと飛び離れた、越中の九頭龍川の上流にある大野郡五箇村では「カイチ」といつてゐるのは熟畑という意味であります。熟畑は即ち農場でありますから類似點はあります。ただ群馬縣の場合は畑地を含めて『垣内』であつたの

とちがい、越前ではそれと同時に『垣内』は部落のことでもあります。私の知っているのは今申し上げた五箇村と海岸地帯の坂井郡北湯村、この村は漁村兼農村ですが、それと丹生郡の敦賀灣の突端の西向の海岸にある城崎村等があります。城崎村のある部落の如きは全村ごとく「カイチ」になつてゐるのみならず、いろいろ興味をもつものがあります。

それ以外にも近畿地方には野村君がすでに發表された『垣内』が大字より小さい天然の部落であるという事は、大和のみならず、河内、和泉等の山地に近いところにもあります。『垣内』は多くは部落即全戸のかたまりであります、しかし福井縣のものに比較して、變化の階段がちがうように思われます。淀川の右岸の豊能郡、三島郡などは『垣内』がだんだん痕跡にならうとしています。あの邊では「カイチ」「カイト」「カエト」という名が接近して存在し、いろいろの影響をうけて『垣内』の機能がうすくなつてゐます。しかしかかる地域でも、痕跡からいうと人家の集團を稱する場合が多い。人家の集團であるという證據が一番多い例は葬式の援助の場合であります。葬式は昔から何かそういう機關を必要としてゐると考え勝ちですが、そういうことの行われてゐる分量は七〇—六五%であります。それも穴堀・棺かつぎなど一番人がいやがる仕事を援助するのが、今日の『垣内』の特徴といつてもいいと思います。

『垣内』がもし一軒切りの家であるなら、かかることはないと言つていいのですが、それが援助し合う場合には「ユイ」「組」という形をとることが普通です。この點『垣内』が孤兒の世話をする吉野郡の例は、孤兒を垣内がつぎつぎに養いながら大きくしてゆく例もあります。又もう一つ上をゆく協同は神祭りです。最近明治初年に神社登錄をしたため、神社は合併して、協同の神祭りはだんだんなくなりましたか、いまでも固苦しいところでは、垣内で拜む『垣内神』というのがあります。かかる例は大和・和泉・河内等に見られ、『垣内神』をいすれも持つてゐるものがまだあ

ります。

ところが越前の五箇村の例はそこまで進んでいません。婚姻も垣内内ではだれでも夫婦になれます。垣内内の内輪だけの婚姻はごく簡便にやれるのですが、となりの「垣内」に嫁入するのは非常にむずかしい。全體で七つの垣内がありますが、かかることは今のところ越前に見られるだけです。九頭龍川の上流ですが、ここは橋浦泰雄君が調査していますが、女が年頃になりますと一つの棒の下を通らねばならないという慣習があります。この棒を「オクボギ」といい、意味は「フクロ」のことですが、かように稱する木があります。マジック的な色彩でかざつた木であります。この棒を年頃の青年に渡して、女をくぐらせる。そうすると協同の嫁さんになるのです。「オハグロ」などの儀式と同様のことをやつているのです。そして「垣内」内では未婚者が群になつて結婚するという痕跡が見られるのです。五箇村では經濟上の授助や信仰に關する組織などを持つていて、その上にこのように婚姻關係もありますので、「垣内」が發展してきた形を調査するには越前の例が重要であると思います。

其の他の地方では婚姻制度にまで關係を持つてゐる「垣内」はまだ見つかつていません。或は山口縣の日本海に面したところにあるのではないかと思います。

およそ現在のところ垣内がどんなもので、どう調査するか、見當がついたところです。こまかく調査するとまだいろいろのことがあると思います。

いま一つの問題は東京附近でも發見されますが、小字の名ではありませんが、村をいくつかに分けたものの中に垣内があります。その垣内が大體部落の外側にあるのです。相模湖のふちの與瀬町に住んでいる人がしらべてくれたのですが、與瀬のとなりの千木良には「ヤガイト」といつて垣内が八つありますが、それが周圍にあつて、真中のが垣内

ではないのです。周囲の八つの垣内の内には村の有力者が居ります。これが私どもに興味のある點です。大日本史料所載の高野山文書等にある高野山麓の垣内とちがつて、千木良の場合は既に人がある程度住んでいたところのもう一段上のところに垣内ができたと考えられるのです。この點からいうと、高野山は十いくつかの領地を持っています。が、それには一つも垣内がありません。和泉國近義莊などいくら文書を読んでも垣内がでてきません。紀州は莊園の多かつたところですがある莊園には垣内が多く、或る莊園には垣内がすくない。而も莊園の内でもいくらか後に開けたところが垣内が多い。それ故に「垣内」は村の創立というものを記念するものではなくて、むしろ村の擴張、農場の擴張にともなうものであるというのが確實ではないかという想像がつくのであります。ある時代にもう少し開こうという時に垣内がはじめてできたものと思われまゝ。

それにしても説明しなければならないことは、文書にあらわれる垣内は第一にとびとびに領主があつて、兩方の領主の干渉があつたわけですが、それにも拘わらず何時の間にか現在の形の部落の集團になつた。このことについて説明しなければなりません。地方の事實がだんだん集まつてきますと、却つて矛盾がでてくるのではないかとも思いますが、恐らく以前の古い形のつぎに進化したものであらうと考えます。しかしその變つてきた途すが分らないくせに、えらいことをいうようですが、これを知らずに日本の農史や土地制度を考えることはできないと思います。このことは私もやりますが、此の道の専門家は是非やらねばならないことと思ひます。

この間こちらにすることがまだ分らなかつたとき、私は自分の方でもう少し材料をあつめようと思ひ、垣内に關する斷片的なものを書きましたが、それは垣内研究に於て先ず簡單な形がら入るという方針でした。

垣内の名前はほとんど三通りしかありません。これは命名方針ですが、その一つは方角で、垣内に上・下・西・東

等をつけます。次は人名を冠するものです。現在ある垣内の地名にもそれがありますが、良く見えますと、人が名をつけたことがほぼわかります。莊園には役人が多くいましたので、その名が冠せられています。又坊さんの名もあります。神社の名もあります。神佛の名をつけたのもあります。

つぎに非常に興味のある名は、植物名の垣内があることです。これは数は非常に多く、どの文書にも必ずずでありますが、それは野生の植物のみならず、わざわざ植えなければならない植物があることです。これは私が年々ここへかけてきたのですが、日本の苗字の特徴として、柳田といつた具合に上が植物の名で、下が地名であるというものが非常に多い。無論姓は地名があつてつけたものにちがいありませんが、田という所は樹木をきらうところでありまゝ。それにもかかわらず柳と田がついています。これはいままで氣がつかなくつたこととして暗示を與えるものがあると考えなければなりません。松田さんなど、松があつては田が蔭になつて困るのは明らかです。にも拘わらずそうなつています。

豊岐では柳や榊などを田の神さんに祀ることが家によつてきまつて居り、そこに塚があります。それを勸業の方面から整理して崩させたことがあります。ミト田と稱するところには樹木が澤山あつたということが里人の記憶に残っています。これは垣内にはその境界に樹を植える必要があるところから起つたのではないかと思ひます。最初は居住を主とし、それを防衛する爲のものであつたのかも知れません。

既定説ばかりでおそれ入りますが、現在の垣内は決して眞四角なものばかりではありません。而して高野山文書にもかなりはつきり残つていますが、垣内が賣買された事は殆んどありません。多くは垣内の中の田を一反畑三反といった風に處分する。寺寄進狀はその根據になる文書でありますが、その面積は多くの場合小さい。而もこのように小

さく分けたことが垣内を小さくした根據になるのではないかと思っています。

またまつた「垣内」を處分した例が無いのは、垣内がはだかではなく、住宅、畑その他未開地がついているからです。垣内には附屬する未開地がついているのです。つまり最初からプラスXというものを持つたものが一つの垣内であつたのではないかと思っています。それ故に群馬縣の赤城山麓で山の中だけが垣内であるという例なども、こんなところから説明できるのではないかと思っています。

全部が全部ではありませんが古文書中に、垣内が賣買されている場合、荒地に對してもなされているのは、垣内の外に垣内がはい出していたことを示すものと思います。それ故垣内は次第に大きくなるという傾向も多分にもつています。しかし又分化する傾向ももつているのです。

今日日本の經濟史をやる者は莊園制とつ組まなければならないといいますが、これも同じ方向ではないかと思ひます。但し國宅といつて租税がなく、調庸だけを負擔したものらしい。萬葉集に「滑き御田屋の垣内田」といつて、必ず個人が別に土地を持ち、家を持つて家の周圍に水田がついています。そして之がだんだん大きくなり政治上の力をもつに至つたものが莊園で、起りは垣内と全く同じであると思います。莊園として中央に税を納めることはないが中に入つてゐる者はそれを納めなければならない。しかし屋敷・住宅といつたものは税負擔が輕かつたであろうと考えられます。そして屋敷の一部分は畑にするのが普通です。それがしまいにはそれを理由に更に大きくするようになったのが莊園であります。そのために、垣内とは別のものになつてしまいましたが、最初は同じものであつたと思います。即ちはじめは特殊な人に慰勞の意味で垣内を與えたらしく、鍛冶屋・番匠に垣内をやる。そのために人名垣内がだんだんついたわけです。このように垣内は最初特權階級と名づくべき人に持たせたものでしょう。それで馬喰

垣内、鍛冶屋垣内などが澤山できたのです。それを持たせるときにはいくらか寛大に與えたために、境界を守らず、自然に擴張する機會を與える結果になつたり、又衰えてなくなつたものもあると思います。又わざわざ境に木を植えたものも澤山あつたでしょう。従つて境に柳や杉などを植えて目標とすることもあつたでしょう。

くり返して申しますが、どうしてなつたか分らぬことは分割相續であります。一番最初は親が死ぬとき娘に分けてやつたり、或は持ち切れないで寺に寄進するために一反・二反と垣内から分けたりすることもあつたと思います。そういう疑問も多くでて参りました。今日問題にしている相續財産の分割形式であります。當時の形式がどうであつたかは澤山文書を集めなければなりません、最初は死ぬときに分けてやつたり、又は金に變えるときにやつたりしたこともありましよう。又便宜田・要門田ということでお互に田を取りかえた、そのために地方の役人に署名してもらう。そういう證文も資料の中にはいくつかあります。大和・京都などではこの農場單位で安樂に暮せるようにと保證しておきながら、それが何かの都合で細くなつたという例もあります。この問題は土地制度と深い關連を持つてまゐります。

熊野では垣内が賣買されている例がありますが、山の近くで垣内に山がついています。しかしこれは大きな垣内であるためにこれを切るので、一軒で一つの垣内を持つものではありません。そのように大きな垣内ができていたものが、後で分化が行われたために、今日のような部落制度に變つていつたのではないかと思ひます。このような實例を心掛けていますと、いくらか見つかります。垣内にちがいないものをちがつた名義の人に分けるために、自ら複雑な部落構成になつた、そういうこともみられます。私が今住んでいる成城からすぐ近い喜多見という處などは、實に複雑な方法で屋敷を分けています。そこに散歩にでかけるとまごついてしまうのです。多摩川の流域一帯にそういうの

があります。中道だと思つて入つて行くと人家になつて行きどまりになつてゐる。それが澤山あります。一つのブロックになつていて、その中に中道が一本しかないのです。それ故これは分家などによつて分れたものらしいが、後でそこに知らない人が入つてきてお互い喧嘩もする、仲直りもするということになつたと思ひます。

私が伊豆大島に明治三六年正月に行つたときに、元村というところは人家が二〇〇戸もあるのに、番地が十六位しかない。そして何番地の一、二、というのが大變多い。役場の地圖を見ますと非常に大きな屋敷が一つあつて、それが大家で真中にある。そういうものが澤山あります。これが垣内の末路ではないかと思ひます。最初は名子みたいにして、二年三年住まわしている内に、それが獨立してだんだん複雑になつたと思ひられます。

若し今後農場制で單位をつくるときに、協同で一町歩とか二町歩にしなければならぬといふときに、このようになつてしまわないように考えねばならない。そのために垣内は他山の石になると思ひます。とにかく非常に古いものが垣内で、そこに他人が住むようになって、垣内という名がつづいてゐます。

越前(城崎村)の場合は一つの垣内が一苗字で、瀬と稱してゐます。その他の場合も大抵一つしかありません。門の中で、一つの垣内を分けた痕跡がここにもあります。親族關係も血縁關係もない獨立した農場ができると、苗字も變る筈です。

私はこれに關連して注意してゐることは、垣内という名を使わなくなつても、垣内の精神に該當するものがあるのじやないか、ということでした。實際にもあります、東京近くにもありますから此處でも調査ができると思ひます。多摩川の流域から馬入川上流にかけてベルトをなして足柄郡の方にも入つていますが、そこでは「ニワバ」という名をつかつてゐます。處によつては「ニワナカ」といつてゐます。これが我々の問題になつてゐます。他所では餘り聞

きませんが、近隣五―七軒が「クルワ」をつくつて、ニワバと稱する組織を持つているのです。そして相互扶助、「ユイ」がのこつています。「ニワバ」の分布がもう少し廣くはないかとさがしていますが、今のところ多摩川から馬入川にかけての流域一帯に見られるだけです。

これとよく似ているのに「ヤシクチ」というものがあります。これは一番小さい単位の部落であります。いわばネバアフード（近隣）というのがヤシクチであります。これも一つの「ヤシキ」です。「ヤシクチ」と垣内とは同様ではないかと思つています。今どうなつてゐるか知りませんが、埼玉縣の入間郡飯能の東寄りの地方ですが、その地方では家は全部が五町歩ずつの屋敷になつてゐます。そしてそれが各々一つの部落を成してゐます。半分以上はそうなつてゐますが、どういふわけでこれだけ廣いものができたか大問題ですが、おそらく、廣い原野の内に百姓を入れるときに丁度北海道で五町歩單位に開墾者を入れたのと同様に、入れたのであらうと思われまゝ。そういう例はここ以外にも澤山あります。

垣内を「カイチ」「コーチ」などといつてゐるものもありますが、これ以外に「カド」という言葉があります。鹿児島縣を調査した戸田貞三氏の話では、五―七軒の百姓が集まつて、それに一人の「オトナ」が居る。この「オトナ」に特權があつて、その代りに租税を負擔する。これは上からもらつてつくつたものではないらしい。封建制によつて仲間同志が助け合つてゐるという形であります。したがつて越前の場合と同様です。結婚はどうか分りません。又「カド」が垣内と同様ではないかという例は佐賀縣の北部東松浦郡の山村に於ては「カド」が結合の單位となつてゐるのがあります。又福岡縣の京都郡の伊良原村等には「コカド」という名があります。これは「ニワバ」「ヤシキウチ」という意味が、こうなつたと思われ、言葉の使い方に非常に意味があると思われまゝ。

關東では「カド」というのは門と考えられています、もとは「ミカド」とつかわれています。田舎ではやはり廣場で作業をやる「外庭」が「カド」のことです。ときには「ニワ」のみならず往還までを「カド」といいますが、これに關連して考えますと「垣内」をそういつたのではないかと思ひます。

「カドヤ・カドオトコ」という人稱がありますが、これは何時の時代かここに移りすんで屋敷をもらつたものと言つたのでしょうか。これは方々にあります。「カド」の内に居住地を持つてゐる者という意味であります。ことによると我々が今日門といつてゐるものもこの問題に關連してゐるのではないかと思ひます。

はなはだ尻つぼみのようですがこれ位にしておきます。要するに面白い問題です。當研究所でどうお考えになるか知りませんが、この問題は世の中の役に立つかも知れませんので、私は止めないつもりであります。古文書中には適切な實例を五〇——一〇〇位印刷して残したいものがあります。しかし各地の垣内は是非調査したいと思ひます。單に地名だけ或は屋號だけなのか、その外垣内には垣内の約束があるのか、南多摩郡には同じ村内を八つかに分けていますが、これが最小限度の獨立というものか、現在行政上には力を持つていませんが、地形からいつて、最初人が住んだときの狀態が分ると思ふ。これが垣内の最初の起りではないかと思ひます。このところでやろうじやないかというので、其處に一軒の家が移り住んで、主人が支配してゐる内に分家や婚姻したものが分れて今日では對等になつたのではなからうか、而もそれが家族制度の成立を語るのではないかと思ひます。

この部分を充すことは困難ですが、昔は一體であつたということから何かつながりを持つてゐるのではないかと思ひます。人が結合する状態を見る場合、以前はこういう形で結合してゐたということから、再びかかる形で結合するのではないかということが考えられるのです。

日本農業は一つの所から専心に生産をあげるということが出来る。それが一人でできないときは何人かでやる。どの位がほど合いかは想像からだけでは決定できませんが、いすれにしてもそう大きなものではないと考えます。農業はどうしても一軒で維持することは困難で、そうでないと日本農業は雇人のうろつき回るところとなつてしまふでしょう。それは永い先のことだというかも知れませんが、つまりそこに終着するのではないかと思います。前途ははるかで、一方實際上の問題をひかえています。これについてはつきりした論文を書き上げると決したからには、いい加減なものはやらぬつもりです。私としては遊んでいたいのですが、世の中がこうなると只めしを食つてゐるわけには行きません。今のところ私にはこんな仕事しかできないのです。

はなはだとりとめない話ですが、「垣内」の話を御理解願いたいと思います。もう少し申し上げたいこともございましたが、これで御かんべん願います。永い間どうも。以上（定例研究會講演速記）（本所委託研究・民俗學研究所長）

## 【附】垣内調査要項

一、カイトという地名がありませんか。

△もしあればどんなものを指しますか。

二、カイトという言葉を使いませんか。

△カイトという言葉は固有名詞に限つて使いますか、それとも

普通名詞にも使つていますか。

△屋號（門名）とか、或る田畑にカイトの名を附したものがあれば、その由来等について知りたい。

△屋號のカイトと小字名のカイトとある場合どうして區別して

△カイトの名前が何か事物、風習に結びついて出て來るかも知れないから注意して下さい。

三、屋敷地をカイトと言ひ、又部落をもカイトと呼ぶのはどうしたわけですか。

四、現在の大字を更に小さく分けた區劃を何と呼んでいますか。

△カイト、カイチ、カウチ、カド等の呼稱に注意して下さい。

△其他屋敷、ミワベ、ツボ等と呼ばれるものとも注意を拂つて下さい。

△これらの戸數、部落内の位置等を出來れば地圖に書き込んで

下さい。

五、カイトの中での親族関係はどうなっていますか。

△本家、分家関係に注意して下さい。

△カイト内での墓地にも注意して下さい。

△カイトの中で婚姻についてうかがいたい。

六、カイトに属する田畑、山林其他の土地はありませんか。

△カイト山等と呼ばれるものはありませんか。(飛地の場合もあるから注意)

△カイトに属する土地は田とか畑とか、何か限られたものですか。もしあればその見張り反別も知りたい。

△其他カイトに属する原野とか財産はありませんか。

七、それ等の土地財産等に關して、何かカイトの經濟的な機能を知りようない言ひ習しはありませんか。

△ヌイ、モヤイ等の慣行に注意。

△其他日常生活に現れる相互援助に注意。

(誕生、結婚、葬式、火事等に強く現れるから注意して下さい。)

△經濟的な講との關係に氣をつけて下さい。

△其他カイトを單位として何かすることがあれば注意を拂われない。

八、カイトの結合の中心をなしていた家が、あればその來歴、役割をうかがいたい。

△カイト親、カドオトナ、カウウチのオヤ等と呼ばれている家

筋がありませんか。

△もしあればそれは、草分け、本家筋か或いは單なる有力者の家ですか。

九、カイトの信仰的な機能はどんなものですか。

△カイトで祀っている神がありませんか。

△その神は草分け、本家筋の家で祀っている神とどんな關係がありますか。

△その神は更に廣く部落或いは村共同の神(例えば領守、産土神、村氏神等)とどんな關係にありますか。

△その他、カイトを單位にした何か信仰的な結合がありませんか。

十、カイトと呼ばれる小區劃についても第四、第九の項目について同様の調査をお願いしたい。

(附記)

1. 以上はカイト調査上の單なる要項に過ぎませんから、實際の調査にあつては、これ以外にも綿密な注意を拂つて下さい。

2. カイトの經濟的機能については特に注意を拂われない。